

第2期小坂町公共施設等 個別施設計画

平成30（2018）年3月策定
令和6（2024）年3月改訂
小坂町

内容

I	個別施設計画の概要	1
1.	個別施設計画策定の背景と目的	1
2.	個別施設計画策定の計画期間と対象施設	4
II	公共施設を取り巻く環境.....	6
1.	人口の状況.....	6
2.	本町の財政状況.....	8
3.	対象施設の現状.....	10
III	基本方針及び施設更新の方向性の考え方.....	12
1.	本町が目指すべきまちづくりの基本方針	12
2.	施設更新の方向性の考え方	12
IV	対象施設の状態等.....	16
1.	対象施設の一覧.....	16
2.	対象施設の状況.....	22
3.	インフラ系施設等の方針.....	23
4.	フォローアップの実施方針.....	23
V	まとめ.....	24
1.	個別施設計画における現状認識と推進体制	24
	参考資料.....	25

本文中、各表の金額は表示単位未満を四捨五入しており、端数処理の関係上合計が一致しない場合があります。

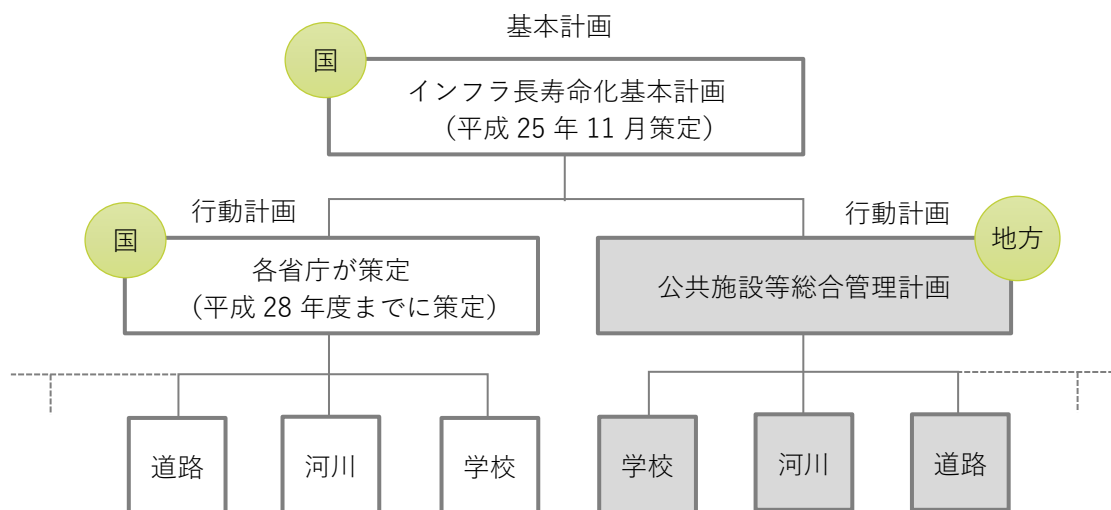
I 個別施設計画の概要

1. 個別施設計画策定の背景と目的

(1) 個別施設計画策定の背景

全国的に高度経済成長期に整備した公共施設等の多くは老朽化が進み、近い将来において一斉に更新時期を迎えようとしています。

国では、平成25（2013）年11月に「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を定め、インフラを管理・所管する者に対し、当該施設の維持管理費や更新を着実に推進するための行動計画と施設ごとの個別施設計画の策定を要請しています。



(参考：総務省 [インフラ長寿命化計画の体系])

本町においても、全国と同様に公共施設等の老朽化が進行しています。こうした老朽化に伴い万が一事故等が発生した場合、住民の安心安全な公共サービスの提供に支障をきたすことが懸念されます。

公共施設等を安心して利用できる環境を整えるために、大規模修繕や建替え、長寿命化などにより建物の安全性を確保する必要があります。公共施設等が更新時期を次々に迎えていく中、生産年齢人口の減少による税収の減少や老年人口の増加による社会保障経費の増加などにより、厳しい財政見通しであることから、保有する全ての公共施設等の数と規模をそのまま維持管理し、更新していくことは難しいと考えられます。

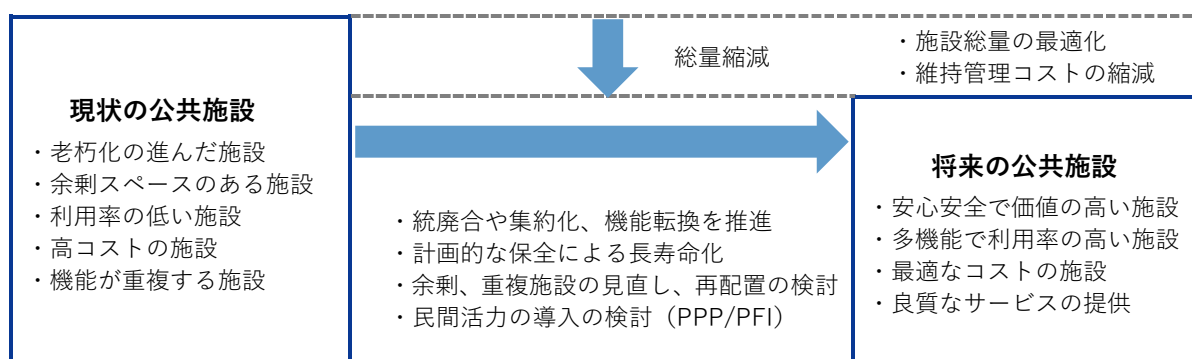
(2) 個別施設計画策定の目的

このような背景から、公共施設等の全体像を明らかにし、長期的な視点を持って、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的とした小坂町公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を平成29（2017）年3月に策定し、平成30（2018）年12月には個別施設計画を策定しました。その後、令和4（2022）年3月に第2期の総合管理計画を改訂したことを踏まえ、これに基づく施設ごとの取り組み方針や目指すべき方向性を示し、これまで未策定のインフラ施設を含めた第2期となる個別施設計画を策定するものです。

◆ 個別施設計画に基づく施設ごとの主な取り組み方針 ◆

- 財政制約下での適正な資産更新（更新や統合・廃止等）
- 人口減少時代に伴う適正施設数の調整
- 既存施設の長寿命化改修による経済的耐用年数の延長

◆ 個別施設計画の目指すべき方向性（持続可能なまちづくりの実現へ） ◆

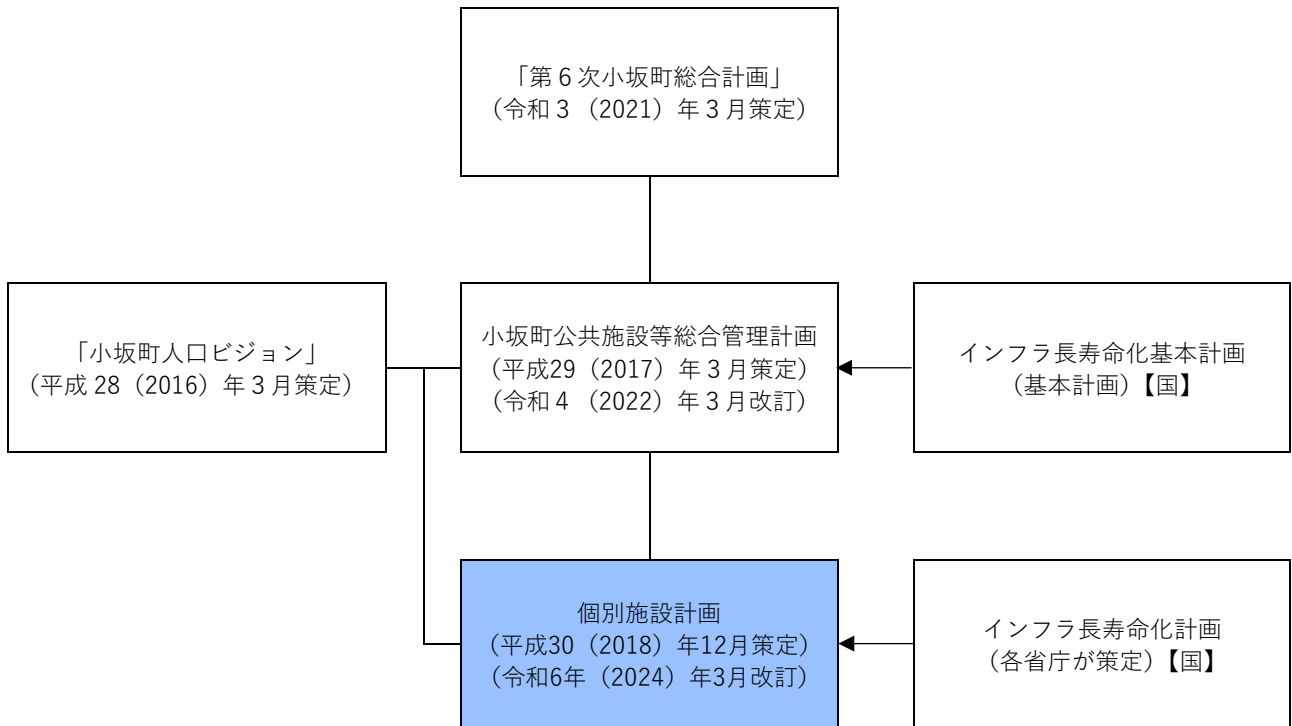


(3) 個別施設計画とその他の計画との位置づけ

本計画は、まちづくりの最上位に位置づけられる「第6次小坂町総合計画」と整合を図るとともに、公共施設等総合管理計画に基づいた施設ごとの具体的な対応方針を定めるものです。

各種計画の全体像は、以下のとおりです。

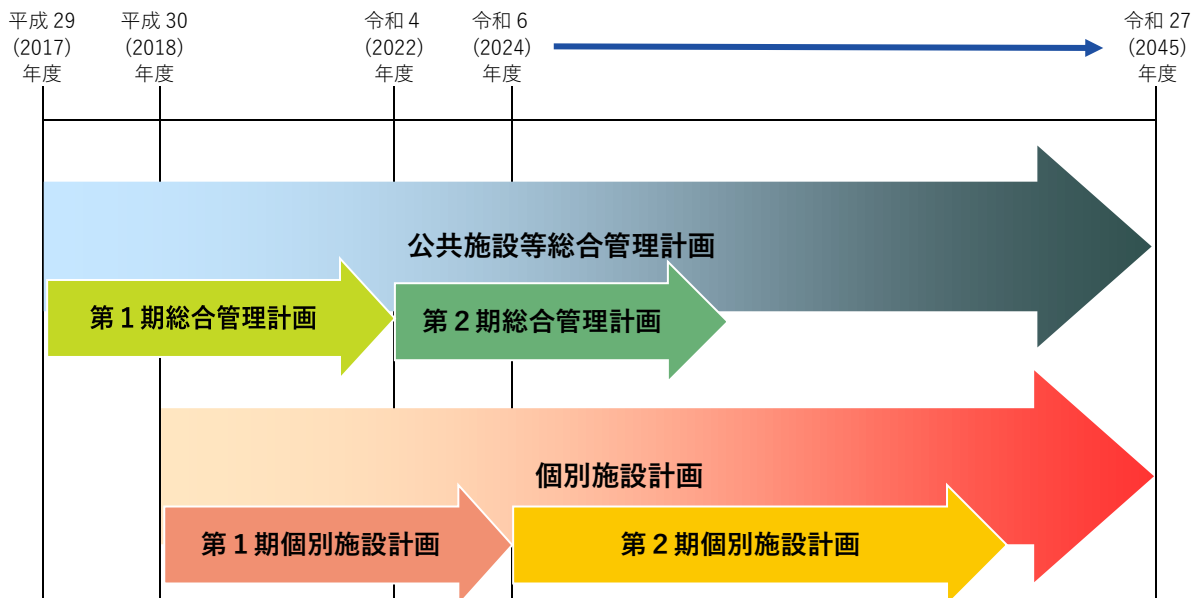
◆ 計画の全体像 ◆



2. 個別施設計画策定の計画期間と対象施設

(1) 計画期間

計画期間は、公共施設等総合管理計画と同様に令和27（2045）年度までを計画期間としています。



(2) 計画の対象施設

本計画の対象となる施設は以下のとおりです。インフラ施設については、所管省庁が示す指針に基づく計画との整合も図りながら、老朽化の状況等に合わせて個別に管理の方針を検討しています。

◆ 公共施設 ◆

No.	施設類型	主な内容
1	町民文化系施設	小坂町交流センター、旧工藤家 中小路の館、自治会館
2	社会教育系施設	小坂図書館、総合博物館 郷土館
3	スポーツ・レクリエーション施設	小坂町屋内温水プール、小坂町康楽館、老人憩いの家 あかしや荘
4	産業系施設	小坂七滝ワイナリー、体験農園管理棟、畑作振興センター
5	学校教育系施設	小坂小学校、小坂中学校
6	子育て支援施設	小坂町交流センター
7	保健福祉系施設	小坂町福祉保健総合センター
8	医療施設	歯科診療所
9	行政系施設	小坂町役場、消防器具置場、除雪センター
10	町営住宅	町営住宅
11	公園	公園、国際交流広場、笹森展望所
12	その他の施設	公衆トイレ、七滝活性化拠点センター、医師住宅、旧保健センター

◆ インフラ施設 ◆

No.	施設類型	主な内容
21	道路	1 級町道、2 級町道
22	橋りょう	コンクリート橋、鉄筋コンクリート橋
23	上水道	配水管、導水管、浄水場
24	下水道	下水道管、マンホールポンプ
25	防火水槽	防火水槽

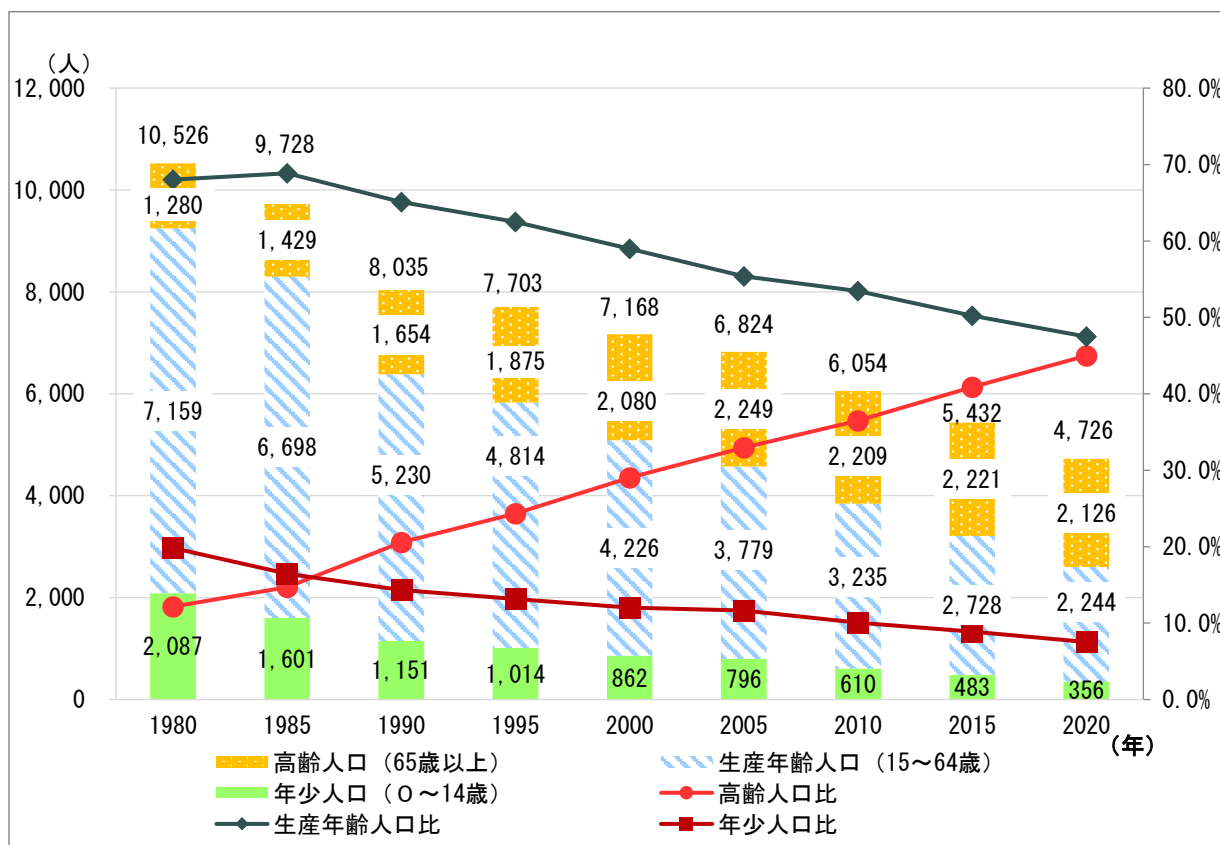
II 公共施設を取り巻く環境

1. 人口の状況

(1) 人口の推移

本町の人口は令和5（2023）年現在も、減少傾向にあります。昭和55（1980）年には、総人口は10,526人でしたが、令和2（2020）年には4,726人となっています。年齢層の構成比で見ると、生産年齢人口比は、昭和55（1980）年の68.0%から令和2（2020）年の47.5%へ20.5ポイント低下、年少人口比は、19.8%から7.5%へ12.3ポイント低下する一方で、高齢人口比は、12.2%から45.0%へ32.8ポイント上昇となっています。このように、本町の総人口は昭和55（1980）年から減少傾向にあり、少子高齢化が今後さらに進むと予想されます。

◆ 人口の推移 ◆



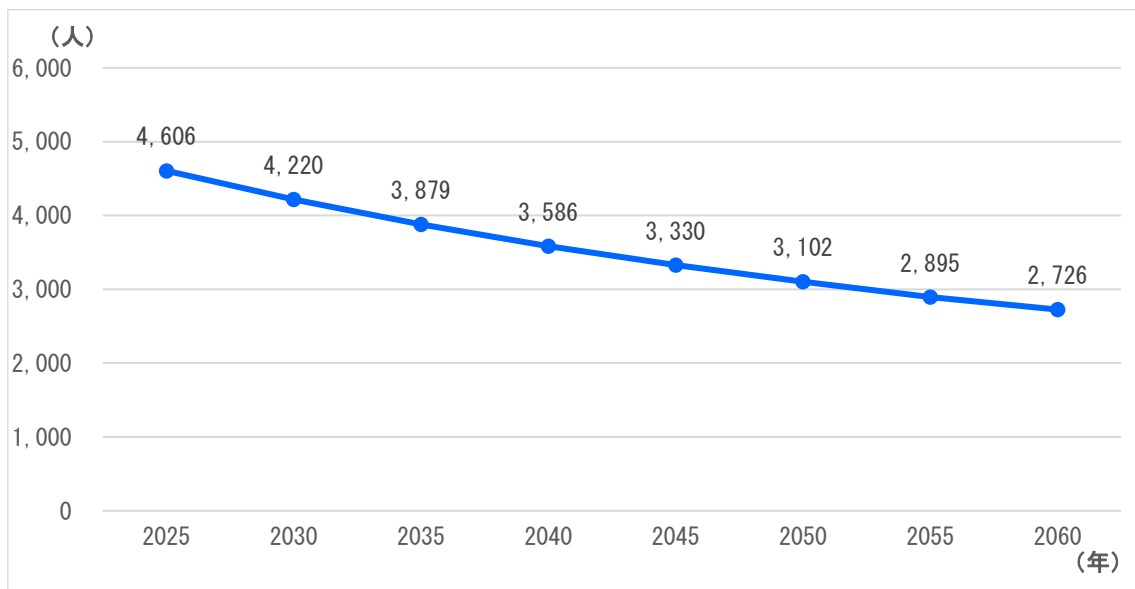
	人口（人）				構成比率（％）		
	総数	年少人口	生産年齢人口	高齢人口	年少人口比	生産年齢人口比	高齢人口比
昭和55(1980)年	10,526	2,087	7,159	1,280	19.8%	68.0%	12.2%
昭和60(1985)年	9,728	1,601	6,698	1,429	16.5%	68.9%	14.7%
平成 2 (1990)年	8,035	1,151	5,230	1,654	14.3%	65.1%	20.6%
平成 7 (1995)年	7,703	1,014	4,814	1,875	13.2%	62.5%	24.3%
平成12(2000)年	7,168	862	4,226	2,080	12.0%	59.0%	29.0%
平成17(2005)年	6,824	796	3,779	2,249	11.7%	55.4%	33.0%
平成22(2010)年	6,054	610	3,235	2,209	10.1%	53.4%	36.5%
平成27(2015)年	5,432	483	2,728	2,221	8.9%	50.2%	40.9%
令和 2 (2020)年	4,726	356	2,244	2,126	7.5%	47.5%	45.0%

（資料：昭和 55（1980）年～平成 22（2010）年：小坂町人口ビジョン P10
平成 27（2015）年～令和 2（2020）年：秋田県内市町村別年齢別男女別人口）

（２）将来人口の展望

「小坂町人口ビジョン（平成 28（2016）年 3 月）」における人口の将来展望では、様々な施策と人口対策効果により、人口減少を緩やかにすることを目標としています。この目標による推計では、令和 42（2060）年の目標人口を 2,726 人としています。

◆ 将来人口の展望 ◆



（資料：小坂町人口ビジョン P10 より一部編集）

（単位：人）

	令和 7 (2025)年	令和 12 (2030)年	令和 17 (2035)年	令和 22 (2040)年	令和 27 (2045)年	令和 32 (2050)年	令和 37 (2055)年	令和 42 (2060)年
目標推計	4,606	4,220	3,879	3,586	3,330	3,102	2,895	2,726

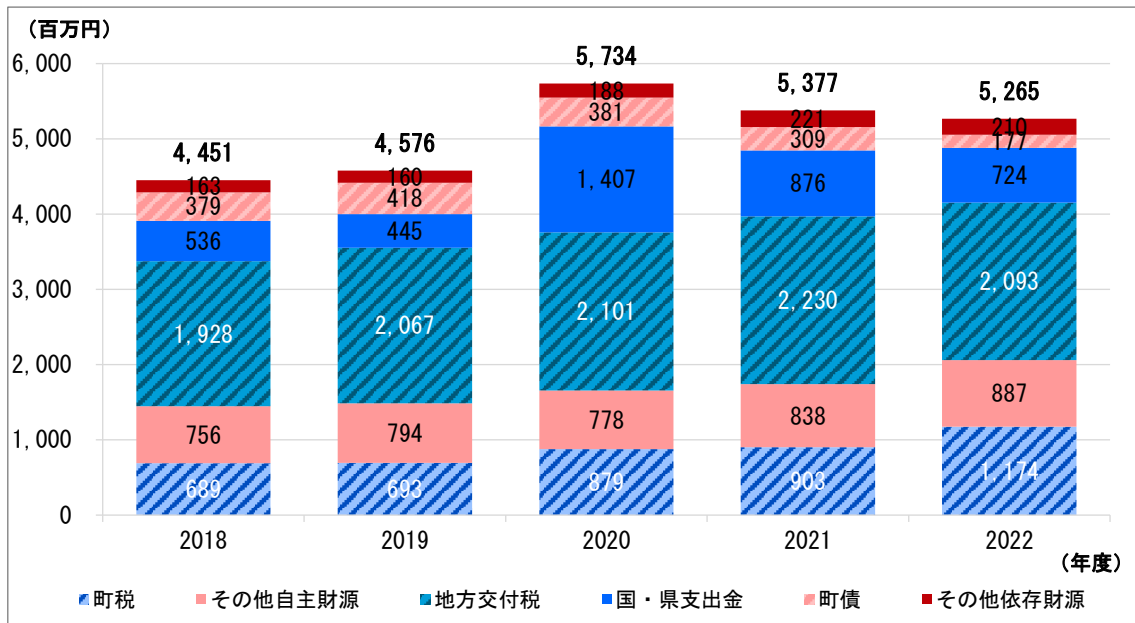
（資料：小坂町人口ビジョン P46）

2. 本町の財政状況

(1) 歳入決算額の推移（性質別・普通会計決算）

本町の歳入総額は45億円から57億円程度の規模で推移しています。令和4（2022）年度の歳入決算額は53億円であり、主な自主財源（自治体が自らの権限に基づいて収入できる財源）である町税は12億円で、歳入全体の約20%を占めています。

◆ 歳入決算額の推移 ◆



(単位：百万円)

	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度
町税	689	693	879	903	1,174
その他自主財源	756	794	778	838	850
地方交付税	1,928	2,067	2,101	2,230	2,093
国・県支出金	536	445	1,407	876	724
町債	379	418	381	309	177
その他依存財源	163	160	188	221	210
歳入合計	4,451	4,576	5,734	5,377	5,265

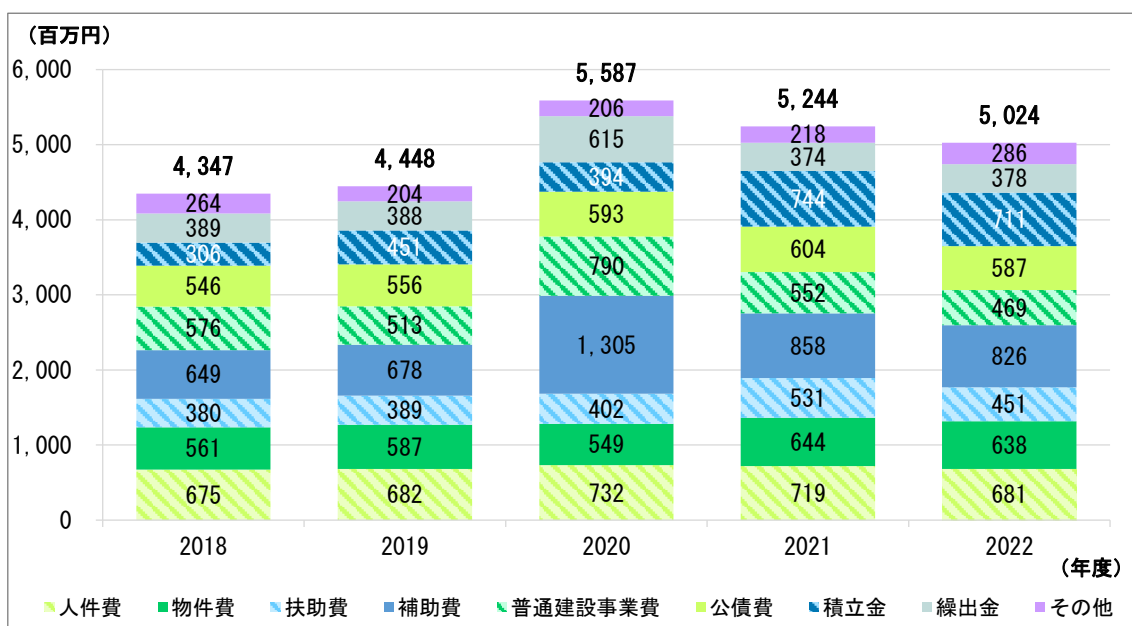
(資料：平成 30 (2018)～令和 3 (2021) 年度：財政状況資料集
令和 4 (2022) 年度：決算統計 4 表)

(2) 歳出決算額の推移 (性質別・普通会計決算)

歳出決算額は、43億円から56億円を推移しています。業務の電算化や人口の高齢化等の影響で、物件費や扶助費（社会保障制度の一環として住民福祉を支えるための経費）は増加傾向にあります。

また、令和4（2022）年度の公債費（町債の元利償還金）は6億円で、歳出の約10%を占めており、社会資本の整備を実施してきた結果、財政を逼迫させる要因の一つとなっています。

◆ 歳出決算額の推移 ◆



(単位：百万円)

	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
人件費	675	682	732	719	681
物件費	561	587	549	644	638
扶助費	380	389	402	531	451
補助費	649	678	1,305	858	826
普通建設事業費	576	513	790	552	459
公債費	546	556	593	604	587
積立金	306	451	394	744	711
繰出金	389	388	615	374	378
その他	264	204	206	218	286
歳出合計	4,347	4,448	5,587	5,244	5,024

(資料：平成30(2018)～令和3(2021)年度：財政状況資料集
令和4(2022)年度：決算統計14表)

3. 対象施設の現状

(1) 令和5（2023）年度末における対象施設の概要

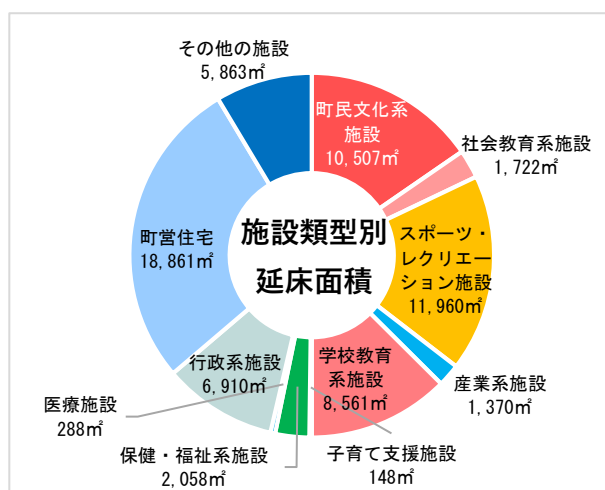
これまでに、本町では人口規模や行政需要に対応して、学校、庁舎、町営住宅などの公共施設や道路、橋りょう、上下水道などのインフラ施設を建設し、町民の生活基盤、地域コミュニティの拠点等として大きな役割を果たしてきました。

このうち、本計画の対象施設数は137施設及びインフラ施設です。このままの規模で施設を保有し続けた場合、施設等の維持に係る町民の負担がさらに大きくなると予想され、施設総量の適正化が必要になると考えられます。

主な施設である建物を施設類型別にみると、総延床面積が最も多いのは公営住宅の18,861㎡で、27.6%と約3割を占めています。

◆ 対象施設の概要 ◆

施設類型	総延床面積（㎡）	面積割合
町民文化系施設	10,507	15.4%
社会教育系施設	1,722	2.5%
スポーツ・レクリエーション施設	11,960	17.5%
産業系施設	1,370	2.0%
学校教育系施設	8,561	12.5%
子育て支援施設	148	0.2%
保健・福祉系施設	2,058	3.0%
医療施設	288	0.4%
行政系施設	6,910	10.1%
町営住宅	18,861	27.6%
その他の施設	5,863	8.6%
合計	68,248	100.0%



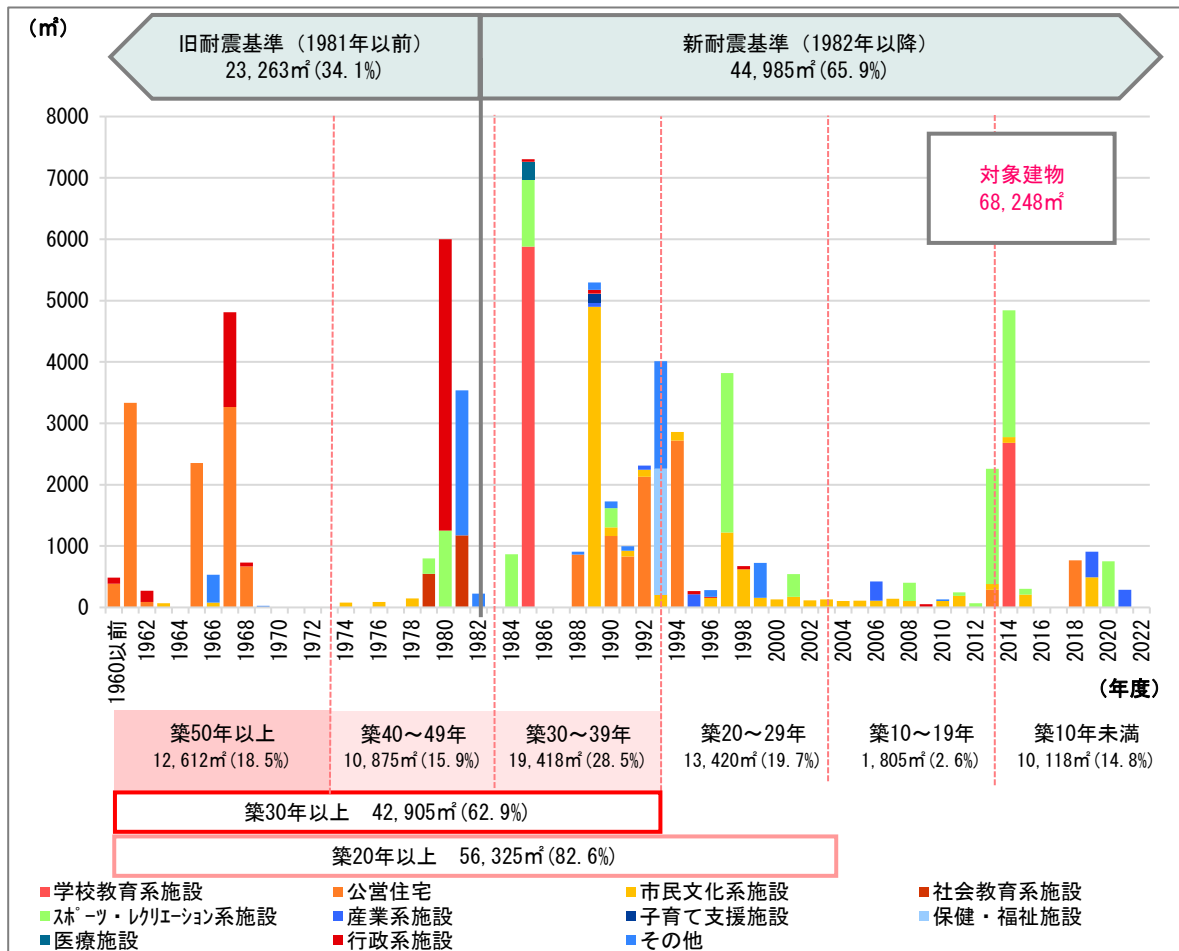
(令和6（2024）年3月末現在)
※建物のみ（公園・工作物等を除く）

(2) 築年度別整備状況

築年別整備状況を見ると、1985（昭和60）年度に整備された施設の延床面積が最も大きくなっています。これは小坂小学校の建設によるものです。

築年数で見ると、築30年を経過している施設の総延床面積は42,905㎡（62.9%）となっており、築20年を経過している施設の総延床面積は56,325㎡（82.6%）となっています。

◆ 築年度別整備状況 ◆



(令和6(2024)年3月末現在)

III 基本方針及び施設更新の方向性の考え方

1. 本町が目指すべきまちづくりの基本方針

対象施設の更新に係る基本方針及び施設類型ごとの管理方針については、上位計画である「第6次小坂町総合計画」と「小坂町公共施設等総合管理計画」に準じます。

2. 施設更新の方向性の考え方

(1) 施設更新の方向性を定めるための施設の評価方法

上位計画で定められた方針をベースとして、各対象施設について更新の方向性を定めます。本町では、法定耐用年数を基に算出した「施設の残寿命」と令和4（2022）年に整備した公共施設点検マニュアルに基づく「施設点検の結果」などにより、施設の評価を4つに分類します。

◆ 施設の評価方法 ◆



(2) 施設更新のパターン

対象施設の現況を把握したのち、各施設の状況に合わせて施設更新の方向性を決定します。施設更新のパターンとして代表的なものは下記のとおりです。

◆ 施設更新のパターン ◆

① 改築

- ・ 老朽化が進んだ施設を建て替えること。
- ・ 原則として床面積は増減しない。



② 長寿命化

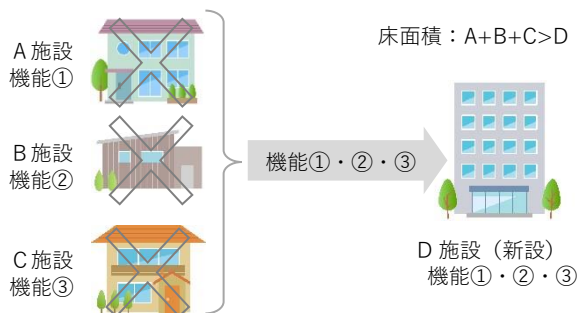
- ・ 耐用年数を超えて使用できるよう大規模改修と長寿命化改修を組み合わせる実施すること。



③ 複合化・集約化

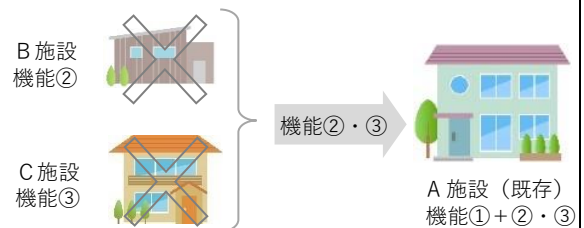
- ・ 一つの施設に異なる複数の機能を保有させることにより、運用や維持管理の効率化を図ること。
- ・ 複数の機能を保有した施設を新設する複合化と既存の施設に機能を移管する集約化がある。
- ・ 施設を新設する場合は、複合化する施設の床面積の合計より縮小することを原則とする。

<複合化>



※A・B・C 施設は他に用途がない場合は廃止

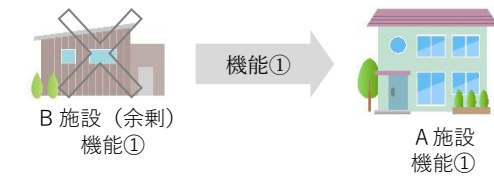
<集約化>



※B・C 施設は他に用途がない場合は廃止

④ 統廃合

- ・ 余剰施設を同じ機能の施設に統合することにより、保有量を最適化すること。



※余剰 B 施設は他に用途がない場合は廃止

⑤ 用途変更

- ・ 機能を廃止し、新たな機能を保有させること。



⑥ 譲渡

- ・ 地域や民間に現状有姿で譲渡すること。



(3) 施設更新のパターンの検討

(1) で示した施設の評価区分と(2) で示した施設更新のパターンとの相関関係は次のとおりです。

施設の評価	施設更新のパターン	概要
A型	複合化・集約化、統廃合、用途変更など	施設の残寿命は長く、施設点検の結果は良好。 施設は維持しつつ、他施設の機能取込や運営方法の見直し等により、運営規模を拡大する取り組みが考えられる。
B型	改築、長寿命化、複合化・集約化など	施設の残寿命は短い、施設点検の結果は良好。 長寿命化を踏まえて現状維持とするか、改築により性能面向上と同時に機能集約を図るなどの取り組みが必要となる。
C型	改築、長寿命化、複合化・集約化など	施設の残寿命は長い、施設点検の結果は不良。 長寿命化を踏まえて現状維持とするか、改築により性能面向上と同時に機能集約を図るなどの取り組みが必要となる。
D型	複合化・集約化、統廃合、譲渡など	施設の残寿命は短く、施設点検の結果も不良。 施設の存続を見直す必要があり、機能を性能面の高い他施設へ移転することや除却を検討する必要がある。

本計画では、上記を踏まえて、基本的な方針として、「存続」又は「廃止」の2つの区分で表示します。

IV 対象施設の状態等

1. 対象施設の一覧

本計画の対象施設は、以下の137施設及びインフラ系施設です。建物の場合は延床面積、公園などその他の資産の場合は敷地面積を記載しています。なお、延床面積・敷地面積は2024（令和6）年3月現在の数値です。

また、大規模改修が完了している施設については、改修年度も併せて記載しています。

◆ 対象施設一覧表（公共施設） ◆

施設類型	番号	施設名	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	建築年度 (年度)	改修年度 (年度)	基本的 な方針
町民文化系施設	1-1-01	小坂町交流センター	4,897		1989		存続
	1-1-02	川上公民館	493		2019		存続
	1-1-03	七滝公民館	1,223		1998		存続
	1-1-04	狐崎自治会館	93		1991		存続
	1-1-05	細前田自治会館	114		1992		存続
	1-1-06	濁川自治会館	131		1994		存続
	1-1-07	大地会館	139		1994		存続
	1-1-08	余路米自治会館	156		1997		存続
	1-1-09	休平自治会館	104		1999		存続
	1-1-10	砂子沢自治会館	157		1999		存続
	1-1-11	川通り町内会館	130		2001		存続
	1-1-12	鳥越自治会館	171		2002		存続
	1-1-13	大生手会館	116		2002		存続
	1-1-14	岩沢自治会館	129		2004		存続
	1-1-15	永楽町会館	107		2005		存続
	1-1-16	若葉町会館	112		2006		存続
	1-1-17	上小坂自治会館	108		2007		存続
	1-1-18	上川原自治会館	139		2008		存続
	1-1-19	さくらんぼ自治会館	107		2008		存続
	1-1-20	大川岱自治会館	139		1990		存続
	1-1-21	古苦竹自治会館	106		2011		存続
	1-1-22	藤原自治会館	80		2012		存続
	1-1-23	藤倉自治会館	107		2012		存続

施設類型	番号	施設名	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	建築年度 (年度)	改修年度 (年度)	基本的 な方針
町民文化系施設	1-1-24	成森自治会館	93		2014		存続
	1-1-25	渡ノ羽会館	93		2015		存続
	1-1-26	北あけぼの自治会館	69		1963		存続
	1-1-27	南あけぼの町内会館	79		1967		存続
	1-1-28	一本杉自治会館	79		1974		存続
	1-1-29	中下小坂自治会館	89		1976		存続
	1-1-30	万谷自治会館	147		1978		存続
	1-1-31	新花会館	114		2016		存続
	1-1-32	栄町会館	93		2016		存続
	1-1-33	けやき集会所	78		1994		存続
	1-2-01	旧工藤家 中小路の館	515		1885	1998	存続
社会教育系施設	2-1-01	小坂図書館	550		1980		存続
	2-2-01	総合博物館 郷土館	1,172		1981		存続
スポーツ・レクリエーション施設	3-1-01	小坂町屋内温水プール	1,254		1981		存続
	3-1-02	向陽体育館	1,880		1996	2013	存続
	3-1-03	小坂町記念競技場		8,800	1996		存続
	3-1-04	スポーツマンハウス	247		1979		存続
	3-1-05	小坂町野球場	213	12,780	1935	1984	存続
	3-1-06	みんなの運動公園		19,600	2012		存続
	3-1-07	みんなの運動公園クラブハウス	66		2012		存続
	3-1-08	中央公園テニスコート		5,980	2017		存続
	3-1-09	川上プール		333	1975		存続
	3-1-10	小坂小学校プール		1,302	1986		廃止
	3-2-01	小坂町康楽館	1,097		1910	1985	存続
	3-2-02	十和田ふるさとセンター	656		1984		存続
	3-2-03	七滝観光物産直売所	311		1990		存続
	3-2-04	小坂鉱山事務所	2,596		1905	1997	存続
	3-2-05	道の駅七滝産直市場	58		2011		存続
	3-2-06	天使館	373		1931	2001	存続
	3-2-07	小坂鉄道レールセンター	270		1962	2014	存続
	3-2-08	小坂鉄道体験館	1,165		1962	2014	存続
	3-2-09	小坂鉄道車両区詰所	55		2014		存続
	3-2-10	小坂鉄道レールバイク格納庫	196		2014		存続

施設類型	番号	施設名	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	建築年度 (年度)	改修年度 (年度)	基本的 な方針	
スポーツ・レクリエーション施設	3-2-11	小坂鉄道車両展示場	380		2014		存続	
	3-2-12	小坂町赤煉瓦にぎわい館	95		1904	2015	存続	
	3-2-13	大川岱棧橋		290	1983		存続	
	3-2-14	十和田観光振興センター	753		2021		存続	
	3-3-01	老人憩の家 あかしや荘	295		2009		存続	
産業系施設	4-1-01	小坂七滝ワイナリー	315		2006		存続	
	4-1-02	体験農園管理棟	215		1996		存続	
	4-1-03	ぶどう試験場資材収納庫	70		1992		存続	
	4-1-04	ぶどう試験場管理棟	69		1989		存続	
	4-1-05	畑作振興センター	414		1977	2019	存続	
	4-1-06	畑作振興センター 2号棟	287		2021		存続	
学校教育系施設	5-1-01	小坂小学校	5,879		1985		存続	
	5-1-02	小坂中学校	2,682		2015		存続	
子育て支援・保健福祉系施設	6-2-01	放課後子ども教室	148		1989		存続	
	7-1-01	小坂デイサービスセンター	227		1993		存続	
	7-1-02	老人福祉センター	677		1993		存続	
	7-2-01	中央児童館	223		1993		存続	
	7-2-02	放課後児童クラブ	6-2-01 と一体					
	7-3-01	保健センター	931		1993		存続	
医療施設	8-1-01	歯科診療所	288		1985		存続	
行政系施設	9-1-01	小坂町役場	4,747		1980		存続	
	9-2-01	牛馬長根消防器具置場	19		1997		存続	
	9-2-02	野口消防器具置場	26		1996		存続	
	9-2-03	濁川消防器具置場	60		2004		存続	
	9-2-04	大地消防器具置場	26		1996		存続	
	9-2-05	尾樽部消防器具置場	182		1963		存続	
	9-2-06	中小坂消防器具置場	61		1969		存続	
	9-2-07	万谷消防器具置場	99		1960		存続	
	9-2-08	大川岱消防器具置場	53		1998		存続	
	9-2-09	細越消防器具置場	40		1985		存続	
	9-3-01	除雪センター	1,544		1968		存続	
	9-3-02	水防倉庫	53		2010		存続	
	町営住宅	10-1-01	北あけぼの町営住宅	3,334		1957		廃止

施設類型	番号	施設名	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	建築年度 (年度)	改修年度 (年度)	基本的 な方針
町営住宅	10-1-02	南あけぼの町営住宅	3,210		1963		廃止
	10-1-03	北つつじ平町営住宅	2,353		1966		廃止
	10-1-04	南つつじ平町営住宅	668		1969		廃止
	10-1-05	細越町営住宅	397		1989		存続
	10-1-06	細前田町営住宅	1,166		1990		存続
	10-1-07	栄町町営住宅	421		1992		存続
	10-1-08	大川岱町営住宅	411		1992		存続
	10-1-09	渡ノ羽町営住宅	2,129		1992		存続
	10-1-10	渡ノ羽特定公共賃貸住宅	649		1994		存続
	10-1-11	古苦竹単独住宅	89		1962		廃止
	10-1-12	南あけぼの単独住宅	58		1968		廃止
	10-1-13	イロハ住宅	386		1961		廃止
	10-1-14	けやき宿舎	2,070		1994		存続
	10-1-15	渡ノ羽ハイツ	288		2014		存続
	10-1-16	岩ノ下ハイツ	767		2018		存続
	10-1-17	山手住宅	465		1990		存続
	公園	11-1-01	中央地区公園		113,000	1981	
11-1-02		北あけぼの街区公園		1,700	1972		存続
11-1-03		向陽街区公園		2,800	1974		存続
11-1-04		中央街区公園		1,100	1975		存続
11-1-05		朝日ヶ丘街区公園		3,400	1977		廃止
11-1-06		鳥越街区公園		2,900	1978		存続
11-1-07		東渡ノ羽街区公園		3,200	1978		存続
11-1-08		藤倉街区公園		1,700	1980		存続
11-1-09		成森公園		727	1994		存続
11-1-10		南あけぼの公園		1,322	1972		存続
11-1-11		けやき宿舎公園		200	2009		存続
11-1-12		南つつじ平公園		200	1969		存続
11-1-13		康楽園		3,697	1989		存続
11-1-14		国際交流広場		2,197	1996		存続
11-1-15		藤原緑地広場		3,500	1989		存続
11-1-16		笹森展望所		12,581	1991		存続
11-1-17		町民憩の森		134,300	1977		存続

施設類型	番号	施設名	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	建築年度 (年度)	改修年度 (年度)	基本的 な方針
その他の施設	12-1-01	旧保健センター	453		1966		存続
	12-1-02	七滝活性化拠点センター	2,366		1981		存続
	12-1-03	旧七滝小学校プール		496	1991		廃止
	12-1-04	旧七滝小学校プール管理棟	72		1991		廃止
	12-1-05	国際交流広場トイレ	105		1996		存続
	12-1-06	マイククリーン	46		1989		存続
	12-1-07	チャイムクリーン	41		1989		存続
	12-1-08	樹海クリーン	113		1990		存続
	12-1-09	町民憩いの森トイレ	23		2011		存続
	12-1-10	旧若葉町教員住宅 (若葉町役者住宅)	83		1989		存続
	12-1-11	医師住宅 A 棟 (康楽館役者住宅)	112		1982		存続
	12-1-12	医師住宅 B 棟 (歯科医住宅)	112		1982		存続
	12-1-14	旧砂子沢ダム事務所	567		2011		存続
	12-1-15	不燃物最終処分場管理棟	27		1969		存続
	12-1-16	旧小坂公民館十和田分館	1,743		1994		廃止
	延床面積計			68,248			
敷地面積計				338,105			
面積合計				406,353			

◆ 対象施設一覧表（インフラ施設） ◆

施設類型	番号	区分名	主な施設名	基本的な方針
道路	13-1-01～13-1-16	1級町道	苦竹山崎線、上向1号線	存続
	13-2-01～13-2-11	2級町道	砂子沢線、川通り1号線	存続
	13-3-01～13-3-194	その他町道	相内1号線、新遠部1号線	存続
橋りょう	14-1-01～14-1-18	1級路線	アカシア大橋、野口橋	存続
	14-2-01～14-2-14	2級路線	大地橋、余路米橋	存続
	14-3-01～14-3-30	その他路線	鹿倉橋、新にとべ橋	存続
上水道	15-1-01～15-1-04	配水管、導水管他		存続
	15-2-01	浄水場他	休平浄水場	廃止
	15-2-02～15-2-07		砂子沢浄水場	存続
下水道	16-1-01	下水道管		存続
	16-2-01	マンホールポンプ		存続
防火水槽	17-1-01～17-1-50	防火水槽		存続

2. 対象施設の状況

別紙の個別票に記載している各項目の内容は以下のとおりです。なお、個別票の様式は各施設類型の内容に応じて変更している場合があります。

管理に関する基本的な方針
施設の建設経過年数や点検による評価を基に計画期間における施設のあり方を記載します。

目標使用年数
施設を建設（取得）してから、建て替え又は廃止するまでの目標使用年数及び仕様方針を記載しています。

管理上の課題等
施設を維持・管理する上の課題等やインフラ施設では場所等を記載しています。

管理に関する実施方針
管理上の課題等から、今後10年間になすべき対策を記載しています。

管理に関する実施計画
管理に関する実施方針に基づき、対策の内容を記載しています。

【個別票】

No.	1-1-01	施設名	小坂町交流センター
-----	--------	-----	-----------

1 管理に関する基本的な方針

施設の評価	A	型	耐用年数前
基本的な方針	存続	大規模改修を実施	
「基本的な方針の考え方」 生涯学習、社会教育の中核をなす施設であり、町民の利用が多くあることから、大規模改修を行い今後も使用を継続していく。			

※ 集約・複合化、公民連携、民間等（町内会等を含む）への譲渡の検討について

--

2 目標使用年数 【 今後30年以上使用 】

大規模改修の実施により長寿命化を図り、使用目標を建物の耐用年数以上とし、目標使用年数を今後30年以上とする。
--

3 管理上の課題等

平成29、30年度に増築改修等、令和元年度に防災機能強化、令和3年度にアリーナ屋根防水、令和4年度照明LED化改修を実施した。建築後30年経過するが、給排水設備等を含め大規模改修が未実施である。

4 管理に関する実施方針

大規模改修工事を実施後は、目標使用年数まで機能維持のための修繕を実施しながら適正な維持管理を図る。

5 管理に関する実施計画

年度	大規模改修・修繕等の内容	概算額（千円）	備考
R06(2024)	EV制御盤交換工事15,400千円他	18,172	正面玄関「タシール」補修2,772千円
R07(2025)	屋根全面改修・照明LED化工事	83,672	
R08(2026)	アリーナ外壁改修工事	30,000	
R09(2027)	アリーナ外壁改修工事	30,000	
R10(2028)	アリーナ外壁改修工事	30,000	
R11(2029)	センター外壁改修工事	30,000	
R12(2030)			
R13(2031)			
R14(2032)			
R15(2033)			
（ 合 計 ）		221,844	

3. インフラ系施設等の方針

予防保全による長寿命化を基本とし、利用需要の変化に応じた規模や配置の最適化を図ります。

(1) 道路

計画的な予防保全による長寿命化を図るほか、利用需要の変化に応じ、計画の中止や廃止を含む道路網の再構築を検討していきます

(2) 橋りょう

小坂町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、予防保全による長寿命化を進めます。

(3) 上水道

利用需要に応じた計画の中止や廃止を含む上水道施設の最適化を推進し、計画的な予防保全による長寿命化を図ります。

(4) 下水道

利用需要に応じた計画の中止や廃止を含む、下水道施設の最適化を推進し、計画的な予防保全による長寿命化を図ります。

(5) 防火水槽

将来の更新時等において統廃合による適正規模を検討するほか、計画的な予防保全による長寿命化を図ります。

4. フォローアップの実施方針

本計画施設の老朽化などに適宜対応するため、更新や大規模修繕などの具体的な年次計画で毎年度の公共施設の適正管理を進めていきます。

V まとめ

1. 個別施設計画における現状認識と推進体制

(1) 課題に対しての現状認識

本町においても全国の状況と同様に公共施設の老朽化が進行し、多くの施設が更新時期を迎える中、少子高齢化による税収の減少や社会保障経費の増加などにより厳しい財政見通しであることに変わりはなく、全ての公共施設の数や規模をそのまま維持管理し、更新していくことは難しいと考えられます。このように財政状況が厳しさを増す中、町民のニーズに対応したまちづくりに対応するため、老朽化した施設の長寿命化、継続使用、廃止を計画的かつ効率的に実施していきます。

今後は各施設の方向性に対して具体的な行動を起こさなければならない選択に迫られますが、この見える化された情報を活用し、具体的な行動の優先順位付けを行っていきます。

(2) 推進体制

「第6次小坂町総合計画」や「小坂町公共施設等総合管理計画」を前提とすることにより、公共施設等の現状や課題を統一的に把握し、維持、保全等の管理を全庁的に取り組みます。また、施設利用者や町民との情報共有や合意形成にあたっては、随時情報提供を行い、町全体で共有化を図ります。

参考資料

【基本的な用語】

長寿命化	施設を将来にわたって長く使い続けるため、耐用年数を延ばすこと。
保全	施設や設備が完成してから取り壊すまでの間、その性能や機能を良好な状態に保つほか、社会・経済的に必要とされる性能や機能を確保し、保持し続けること。保全のための手段として、点検・診断、改修等がある。
予防保全	損傷が軽微である早期段階から、性能や機能の保持・回復を図るために修繕等を行う、予防的な保全のこと。なお、あらかじめ周期を決めて計画的に修繕等を行う保全のことを「計画保全」という。
事後保全	老朽化による不具合が生じた後に修繕等を行う、事後的な保全のこと。
維持管理	施設や設備の性能や機能を良好な状態に保つほか、社会・経済的に必要とされる性能や機能を確保し、保持し続けるため、建物や設備の点検・診断を行い、必要に応じて建物の改修や設備の更新を行うこと。
更新	既存の施設や設備を新しく改めること。建物の場合は、「改築」と同義である。
改築	老朽化により構造上危険な状態にあったり、利用上、著しく不適当な状態にあったりする既存の建物を「建て替える」こと。
修繕	経年劣化した施設の部分を、既存のものとおおむね同じ位置におおむね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図ること。
大規模改修	計画的に、劣化した部材・部品あるいは機器などの性能又は機能について、原状の状態に回復すること。
長寿命化改修	長寿命化を行うために、物理的な不具合を直し耐久性を高めることに加え、性能や機能を求められる水準まで引き上げる改修を行うこと。 躯体自体を対象としない設備の改修であっても、その改修により法定耐用年数を超えて設定した目標使用年数まで当該施設を使用することが可能であるならば、長寿命化改修の対象とする。

【計画関係】

<p>インフラ 長寿命化基本計画</p>	<p>国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業の競争力を確保するための方向性を示すものとして、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に策定された基本計画。（平成 25（2013）年 11 月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）</p>
<p>インフラ長寿命化計画 （行動計画）</p>	<p>インフラ長寿命化基本計画において、各インフラを管理・所管する者が、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取り組みの方向性を明らかにするものとして策定することとされた計画。地方公共団体が策定する行動計画は「公共施設等総合管理計画」に該当するものである。</p>
<p>個別施設毎の長寿命化 計画 （個別施設計画）</p>	<p>インフラ長寿命化基本計画において、各インフラの管理者が、個別施設毎の具体の対応方針を定めるものとして策定することとされた計画である。</p>

第 2 期小坂町公共施設等個別施設計画

発行 令和 6 年 3 月

編集・発行 小坂町

〒017-0292

秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地 41 番地 1

TEL : 0186-29-3901

FAX : 0186-29-5481

URL : <http://www.town.kosaka.akita.jp>